

愛川町教育委員会

令和2年4月13日

## 愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和2年4月13日（月）  
午前9時00分から午前9時34分まで
- 2 会議場所 愛川町文化会館 特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 教育長報告事項について  
（1）教育長報告  
（2）令和2年度教職員配置状況について  
（3）令和2年度愛川町教育支援（就学相談）について  
日程第3 令和3年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について  
日程第4 愛川町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定について  
日程第5 地域学校協働活動推進委員等の委嘱について  
日程第6 その他
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明  
教育委員（教育長職務代理者） 梅 澤 秋 久  
教育委員 榮 利 隆 一  
教育委員 平 田 明 美  
教育委員 大 貫 洋
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 亀 井 敏 男  
教育総務課長 宮 地 大 公  
指導室長兼教育開発センター所長 茅 泰 幸  
生涯学習課長 上 村 和 彦

スポーツ・文化振興課長  
教育総務課主幹

松川 清 一  
小島 亘

---

◎開会

○（佐藤教育長） それでは、本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

○（佐藤教育長） 初めに、日程第1、前回会議録の承認についてであります。3月定例会分の会議録につきましては、次回までにはお渡しいたしますので、ご承知願います。

---

◎日程第2

○（佐藤教育長） それでは、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

令和2年3月26日から4月12日までの間に出席いたしました主な会議について、次のとおり報告をさせていただきます。

3月26日、管理職・異動職員の面接。愛川町土地開発公社の理事会、行政経営会議。

30日、教育委員会表彰式。教育委員の皆様にも出席していただきました。その後、全国大会出場奨励金を10名の方に交付いたしました。

31日、町職員退職辞令交付式、教職員退職辞令伝達式。退職された方、教頭先生をはじめ他市に異動された方々に退職辞令を伝達しました。

4月1日、町職員の辞令交付式、教職員辞令伝達式。その後、町教育委員会の全員協議会。この日は、夕方から新型コロナウイルス感染症対策会議がありました。臨時行政経営会議。

2日、県立愛川高等学校の副校長先生が替われまして、校長先生と一緒にご挨拶に来られました。年度当初ということで、教育委員会の局内会議を行いました。新型コロナウイルス感染症対策会議ということで、臨時会でもお話をさせていただいておりますが、この日が新年度の方向性ということで、急遽、変更になった会議であります。

3日、臨時小中学校長会議。県央事務所の所長、副所長がご挨拶に来られました。副所長が替わられました。新型コロナウイルス感染症対策会議。

6日、臨時行政経営会議。

7日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。7日から対策本部会議という形になっております。

8日、教育委員会の臨時会、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。

10日、臨時小中学校長会議。

以上が、主な会議の報告になります。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 質疑がありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和2年度教職員配置状況について、資料2に基づき報告をいたします。

詳細については、担当より申し上げます。

教育総務課長。

○(宮地教育総務課長) 資料2をご覧いただきたいと思います。

4月6日時点の職員配置状況についてご説明申し上げます。

なお、表の左側は令和元年度の5月1日時点の状況となっております。

それでは、右側の表をご覧いただきたいと思います。

まず、小学校でございます。クラス数につきましては、6校全体で普通級が63、特別支援級が25、令和元年度と比較いたしまして、普通級では半原小学校、中津第二小学校、菅原小学校がそれぞれ1減、特別支援学級につきましては、中津小学校で1増、高峰小学校、半原小学校、中津第二小学校がそれぞれ1減となっております。

また、教員数につきましては、総計が147人、このうち臨時的任用が12人となっております。

次に、中学校でございます。下段の表をご覧ください。

まず、クラス数でございますが、令和元年度と比較しまして、普通級では愛川東中学校が1減で31クラスとなっております。特別支援級は、愛川東中学校、愛川中学校がそれぞれ1増で12クラスとなっております。

また、職員数につきましては、臨時的任用19名を含め総計が94人となっており、令和元年度と比較して合計1名増となっております。

以上、小中学校教員の合計は241名となり、令和元年度と同数となっております。

説明は以上であります。

○（佐藤教育長） ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 中学校の臨時的任用職員の割合が高い理由がもしあれば教えてください。94名中19名、これはかなり高い割合かなと思います。

○（佐藤教育長） 教育次長。

○（亀井教育次長） 中学校の総計94名に対して臨時的任用職員19名、非常に多いです。これは、昨今、教職員を目指す方が減っており、よくご存じかと思うんですが、神奈川県全体でも、正規職員で埋まらないという市町村が結構ございます。そこを臨任で補っているという状況です。

以上です。

○（佐藤教育長） 補足です。今回、小学校英語専攻教員を小学校から出す予定でしたが、それができなかったのもので、中学校から急遽2名、小学校に異動したという状況です。もう一つ、新採用を採れなかったこともあるかもしれません。

○（梅澤委員） 教員のなり手がいないというご意見がありましたが、そのような状況でも、そういう採用をしていると思われてしまいます。全体的に、県内全体がこういう割合であるならば、全く問題はなく、どこもそういう形なのだろうなという感想で終わりますけれども、この割合、かなり高いと思われまので、それに対しては、県央教育事務所の副所長あたりをお願いしていただけるといいなという感想を抱いています。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、特にないようでございますので、令和2年度教職員配置状況についてはご了承願います。

次に、（3）令和2年度愛川町教育支援（就学相談）について、資料3に基づき報告をいたします。

詳細については、担当より申し上げます。

指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

資料3をご覧ください。

愛川町教育支援についてということで、資料をご用意いたしました。

基本方針を読み上げさせていただきます。

障害のある児童生徒等の教育は、児童生徒一人ひとりの将来の社会的自立、社会参加のために適切な教育を保障するものでなければならない。そのために、児童生徒一人ひとりにとって最も適切な教育の場を配慮することは、ライフステージの一環として極めて重要である。このような考えに立ち、教育支援（就学相談）基本方針を次のように定める。

1 綿密な就学相談の機会を持ち、保護者の理解と協力を得ながら、きめ細かな教育支援（就学相談）を行うよう努める。

2 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、総合的な情報の収集に努める。

3 児童生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細かな教育支援（就学相談）の充実に努める。

4 総合的な検討を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮して判断する。

5 県及び関係機関との連携を密にし、適切な教育支援（就学相談）を行うための環境づくりに努める。

このような方針にのっとりまして、おめくりいただきますと、年間の計画が載っております。

4月のところになりますが、今月中に教育支援委員会委員の依頼を関係のところへ依頼をかけます。12名のメンバーで、今月中に委嘱をしますと、年3回の教育支援委員会を予定しています。

その間に、3回の就学相談を行うことで、対象となる子どもの見取り、保護者との合意形成といったものも行っています。

2月下旬には、町教育委員会定例会に就学の結果を報告するような形、そちらに向けて、この後、進めてまいりたいと存じます。

なお、第1回の教育支援委員会、4月30日を予定しておりましたが、このような状況でありますので、書面をもっての開催ということで進めているところであります。

説明は以上であります。

○（佐藤教育長） それでは、ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（「ちょっと意見を」との声あり）

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） この支援に対する基本方針等は、全くこのままでよろしいと思います。他方で、共生社会の実現を目指す上で個別支援の対象に対する基本方針だと思うんですけども、そうではなくて、一緒に学ぶ子ども達にとっても、実はこういう個別支援あるいは特別支援の子がいることが、実は重要だということを、併せて広く保護者にお伝えいただけるといいかなと思います。

保護者は、障害受容がなかなかできないことが問題かなと推察いたしますので、そうではないと。個別にこういう教育を受けることによって、かなりニーズに合わせた教育もできますよと。ただし、町としては、可能な限り多くの授業ないし学びの場を、普通級で行うことが可能だということをお伝えしていただけると、必要に応じてとそういう個別支援が得られる、通常はみんなと一緒にというスタンスで、お互いに、共生社会を実現するものとして、メリットがあるよという、そういう話をしていただけると、前向きに進められるかなと考えます。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） ありがとうございます。

共生社会、そのための一つの教育の大事な部分だと捉えています。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にないようでございますので、令和2年度愛川町教育支援（就学相談）については、ご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

---

### ◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第1号 令和3年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

この教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございますが、来年度使用する教科用図書を今年度採択するため、資料3の案のとおり方針を定めたいものであります。

なお、詳細については、担当より説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきました。

いと存じます。

指導室長。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

それでは、資料の中にあります参考資料1をご覧くださいませでしょうか。

教科用図書採択に係る日程を示しております。

まず、4月に行われるのが、採択方針の決定です。愛川町は、本日、この会議で行ってまいります。なお、清川村も4月中に行われる予定です。

5月8日、本日の決定を受けて、第1回愛甲採択地区協議会が行われることになっておりましたが、今般の状況を鑑みまして、書面開催といたしました。

5月14日、厚木市、清川村と合同で調査委員会が開かれ、この日から調査員による調査研究が始まります。

6月1日、教科用図書の展示会が始まりますので、各学校にも研究を依頼してまいります。

7月9日、第2回愛甲採択地区協議会が行われ、調査員による報告を受けて、教科用図書の検討を行います。愛川町では27日に、清川村も7月中に定例教育委員会が開かれ、採択していただきます。

8月には、採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向け、需要数の報告を行います。

採択に係る流れは以上になります。

続いて、参考資料2をご覧ください。

教科用図書採択に係る事務の流れを示したものになります。上から県教育委員会が行うこと、次に市町村教育委員会が行うこと、その次が市町村教育委員会の設置する愛甲採択地区協議会が行うこと、その次が愛甲採択地区協議会の委嘱した調査員による調査委員会が行うこと、最後に各学校が行うことになります。

参考資料3をご覧ください。

教科用図書の概要についてです。

教科用図書は、文部科学省の検定を受けて合格した検定本と呼ばれるものと、文部科学省が著作者となっている著作本等がございます。この他に、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級等における教科用図書として、文部科学省コードつき一般図書や検定本、著作本の下学年使用等がございます。

採択基準は、採択地区で同一の教科書を選択するとなっております。採択の時期は、どち



らも前年度の8月31日までです。

下の行は、検定、採択、使用の周期を表しております。今年度採択いただく中学校の教科書は、来年度、令和3年度から4年間使用することになります。

参考資料4、おめくりいただきますと、こちらについては、教科書採択に関する法令を載せてございます。

参考資料5は、神奈川県教科用図書、愛甲採択地区協議会の規約を載せてございます。

参考資料6は、採択地区協議会委員の構成と、調査員会における市町村の構成を表しております。委員の中には、教育長、そして教育委員の皆様にも入っていただき、検討を進めてまいりたいと思います。

以上で、大まかではございますが、教科書採択に向けての説明を終わります。

最後に、令和3年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の答申、こちらについて読み上げさせていただきます。

愛川町教育委員会は、令和3年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

(2) 愛川町教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づいて、種目ごとに教科書を採択すること。

(3) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(4) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるとともに、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

では、採択方針の決定に向けて、ご協議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○(佐藤教育長) それでは、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

大貫委員。

○(大貫委員) 学校の先生が調査員に選ばれるよね。もちろん校長先生から推薦をしていた

だく。適任の人が選ばれると思いますけれども、この調査項目を提示するときに、前回、小学校でも話をしましたが、抽象的な表現なんだよな。学校の先生が教科書を調べるときに、もう少し具体的な観点みたいなものを提示してほしいね。

確かに、一生懸命読んでいるけれども、調査員の第4番で、地域性を鑑みて調査研究を行いと書いてあるけれども、これを言われても困ってしまうし、もう少し調べる際に、こういう観点で具体的に提示してすると、調べる先生も少しは助かるのではないかと思います。

それを誰が言うのか、文章では表現されていないけれども、口頭で調査員の方に、こういう観点でというようなことを言ってもらいたい。

私も現職のときに調べたりしましたけれども、もっと抽象的でした。結局、4人か3人集まった先生方の頭の中で考えるような観点で、こうじゃないかな、ああじゃないかなと選ぶしかなくなってしまうよね。公平性というか、そういう観点で調べられるようなものを、下ろしてあげてほしいなと思いました。

○（茅指導室長兼教育開発センター所長） ありがとうございます。

具体的に先生方が選びやすい、調べやすい、そんな工夫ということですよ。

○（大貫委員） そうそう。

ぜひ、そうしてあげてください。先生方も忙しい中、任意で会議を開いて、放課後とかやっていますから、その辺、もう少し選びやすいような環境を整えてあげてほしいです。

○（佐藤教育長） 教育委員会で、その観点について、表などを作っていますけれども、そのところで、検討するのはこちらで観点については検討しているんですよ。今、大貫委員さんが言われていたとおり、しっかりと、少し具体的に、分かりやすいような表現にしてあげるといいと思います。

大貫委員さん、よろしいですか。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） では、他にないようでございますので、質疑を終結し表決に入ります。

議案第1号 令和3年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4

- （佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第2号 愛川町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定についてを議題といたします。

こちらは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、改正を行うものです。

詳細につきましては、担当より説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） それでは、議案第2号 愛川町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定についてをご説明させていただきます。

教育長から説明がありましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度への移行に伴い、改正を行うものでございます。

資料の3枚目の新旧対照表をご覧ください。

主な改正点でございますが、人事に伴う任免につきまして改正を行うものです。現行では、全職員が教育長決裁、臨時職員が次長決裁となっておりますが、右側、改正後では、教育長による任免の決裁は会計年度任用職員を除く者とし、次長決裁で臨時職員から会計年度任用職員に改めるものでございます。

なお、本規定の改正につきましては、本来であれば3月の定例教育委員会会議の議案として提案するものでございますが、諸事情により、3月の定例教育委員会会議で諮ることができなかつたことから、愛川町教育委員会教育長に対する委任等に関する規則第2条第2項及び第3項の規定により、急施、急いで行うこと、その他やむを得ない場合は、教育長はその事務を臨時に代理し、次に開かれる委員会会議に報告し、承認を求めることとなっておりますことから、今回の定例会議で提案をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に質疑ありませんので、採決に入ります。

議案第2号 愛川町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 愛川町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5

○（佐藤教育長） 次に、日程第5、議案第3号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についてを議題といたします。

この地域学校協働活動推進員等の委嘱についてでございますが、任期の満了に伴い、当該校の学校長より推薦がありましたことから、新たに委嘱するものであります。

なお、詳細については担当より説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思っております。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） それでは、議案第3号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、平成30年度より県の指定を受けて始めたもので、愛川東中学校校区にあります中津小学校、菅原小学校、愛川東中学校の3校において、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生するために、地域と小中学校が連携する仕組みづくりに取り組んできたところでございます。

地域と学校をつなぐコーディネーター役となります地域学校協働活動推進員の活動により、これまでの地域と学校とのかかわりを生かしながら、地域と学校の情報共有や地域住民の参加促進を図ることにより、地域と学校の連携、協働する体制を徐々に整えることができております。

資料をおめくりいただきまして、名簿（案）をご覧ください。

本年度につきましては、統括的な地域学校協働活動推進員に、桐生嘉久子さん、再任でご

ございます。地域学校協働活動推進員に各学校長から推薦を頂きまして、富永明子さん、再任でございます。横川美由紀さん、新任でございます。鈴木博孝さん、再任でございます。以上の方々を委嘱したいものです。

なお、今年度は新たに愛川中学校区と愛川中原中学校区の小中学校6校を加え、町内全域において、地域と学校の連携、協働体制の整備に取り組むものでありますが、新規の6校につきましては、6月からの事業開始に向けて準備を進めているところでありますので、推進員につきましては、後日、改めて委嘱について提案させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

県の指定も今年度で3年目に入りまして、今回3校、委嘱の件が出ていますが、この後、他の学校については、いつ頃になりますか。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） ただいま、小中学校長先生に推薦の依頼というところで、内々に動かさせていただいているところでございまして、早ければ5月中、または6月の定例教委で、ご審議賜るよう考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他校については、そういう形で進めていくということですので、よろしくお願い申し上げます。

他にございますか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、議案第3号 地域学校協働活動推進員等の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 地域学校協働活動推進員等の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 次に、日程第6、その他であります。各委員さんからご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

（「いいえ」との声あり）

---

◎閉会

- （佐藤教育長） それでは、以上で4月の定例会の議事日程は全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） 異議ないものと認めます。

よって、4月の定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和2年5月25日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会  
教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

榮利 隆一

教育委員

平田 明真

教育委員

大貫 洋

調整職員

小島 亘